

DV対応マニュアル

配偶者※からの暴力、いわゆるDV(ドメスティック・バイオレンス)は、家庭内で起こることが多いため、発見されにくく、被害が深刻化しやすいと言われています。

日頃、地域に根ざした活動をされている皆さんには、地域の人たちにDVについて啓発を行うことや、被害で苦しんでいる人を早期に発見し、相談機関へつなぐことなどの役割が期待されています。

※DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)では、「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。



DVとは

配偶者やパートナーなど、親密な関係にある人からの「暴力」をいいます。DVは、犯罪となる行為も含む**重大な人権侵害であり、たとえ配偶者やパートナーであっても、決して許されるものではありません。**

DVにおける「暴力」は、相手を支配する手段として様々な形態が存在します。これらの形態の暴力は単独で起きることもあります。多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

精神的暴力

- 大声で怒鳴る
- 実家や友人とのつきあいを制限する
- 電話やメールなど交友関係を監視する
- 馬鹿にして、意見を聞かない。無視する
- 「殺す」「死ぬ」「子どもに危害を加える」と言って脅す
- 物を投げるふりをする
- 「誰のお陰でご飯が食べられていると思っているんだ」と言う など

身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 平手で打つ
- 髪を引っ張る
- 首を絞める
- 引きずりまわす
- 刃物などの凶器を身体に突きつける など

性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊しない
- 中絶を強要する
- 性癖をおしつける
- 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる など

経済的暴力

- 必要な生活費を渡さない、または、細かくチェックする
- 働かない、貢がせる
- 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする
- 借金を負わせる など

富山県では約4人に1人がDV被害経験者です。
DVは私たちの身近で起こっている問題です。※令和元年富山県調査

DVが与える影響

DVは被害者の心身に大きな影響を与えます。その影響は、**ケガなどの身体的なものにとどまらず、精神的なものも大きく、PTSD(心的外傷後ストレス障害)やうつ病に苦しむこともあります。**また、暴力を受け続けることにより、次第に感情がなくなる、無気力状態に陥る、自己評価が低くなるなどとも言われています。



なぜ、逃げないの？

「暴力を振るわれているのに、なぜ逃げないの?」「加害者から逃げれば良い」と考える方も多いかもかもしれません。しかし、**DV被害者は逃げないのではなく、逃げられないのです。**それには、次の理由が考えられます。

恐怖感

「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖感がある。

経済的問題

加害者の収入がなければ生活することが困難だと思込込されている。

無力感

「加害者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥っている。

子どもの問題

子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気がかりになっている。

複雑な心理

「暴力は愛してくれている証」「悪いのは自分のせい」と思込込込み、被害者であることを自覚できなくなっている。

失うもの

仕事やこれまで築いた地域社会での人間関係などを失うことへのおそれがある。

もしかしてDV?

被害者は加害者に行動を監視・制限されていたり、世間体を気にしたりして、どこにも相談できない場合があります。地域の活動や日常の何気ない会話・しぐさの中に、次のような様子が見られたら、DVが一つの原因かもしれません。周囲に気になる家庭がないか、日頃からアンテナを張っておくことが大切です。

DV被害のサイン

被害者の早期発見のためには、DVに対する理解を深め、DV被害の「サイン」に気づくことが大切です。
(すべてのDV被害者、子ども、家庭にあてはまるわけではありません。)

DV被害者の様子

- イライラしている、おどおどしているなど、妙に落ち着きがない
- 常に配偶者の顔色を窺っている
- 配偶者に相談しないと、物事が決められない
- 一人で外出することをためらう
- 外出した場合、家に帰る時間を異様に気にしている。外出先でも、配偶者に行動を監視されている
- 殴られたようなアザがある。目の周辺など、日常ではぶつけにくいところに傷がある
- 配偶者とのトラブルについて、「自分も悪いから」、「よくある夫婦げんか」、「話し合いさえできれば大丈夫」などと話す
- (子どもがいる場合は、子どもを連れて)実家に帰ることがある(しばらくすると帰ってくる)
- 周囲に配偶者のことを「嫉妬深い」「大きな子ども」「亭主関白」などと話す
- 無気力・無表情である。顔の表情が暗い など

家庭内にDVのある子どもの様子・DVのある家庭の様子

- 衝動性、攻撃性が強く、問題解決のために「暴力」を使う
- 感情のコントロールがうまくできない
- 周りから孤立している
- 自己主張が苦手、すぐに人に合わせてしまう
- 良い子でがんばり屋である(良い子を演じている)
- 怒鳴り声や物が壊れる音などが聞こえる
- 訪問者を玄関から先に入れようとししない
- 玄関先が乱雑に散らかっている、又は、きれいに整頓されすぎている など

DVは生命・身体に重大な危害を及ぼすことがあります。DV被害が疑われる場合・・・

深刻な状況になる前に、相談機関等につなぐことが重要です！

➡ 相談機関については4ページをご覧ください

DVと虐待の関係

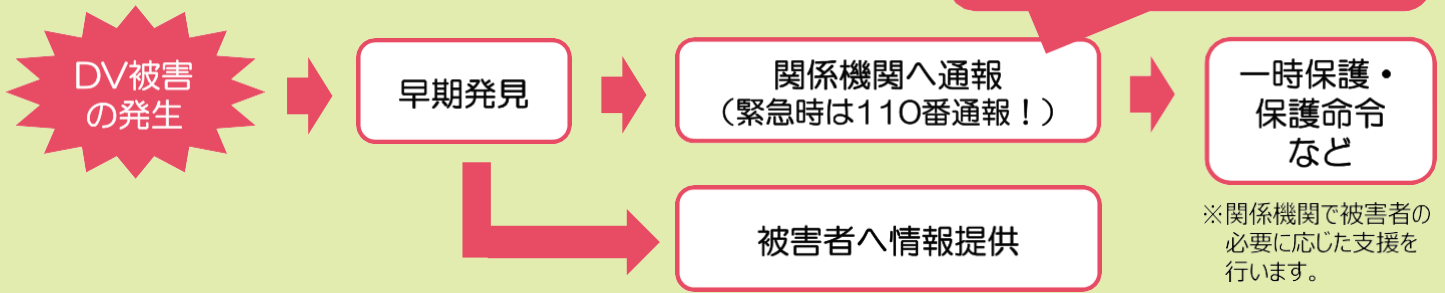
- DVの加害者が子どもに暴力をふるうことや、暴力を止めようとした子どもが被害を受けることもあります。これは、児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)上の児童虐待(身体的虐待)にあたります。また、DVを目撃すること(いわゆる面前DV)も、児童虐待(心理的虐待)にあたります。
- 子どもが虐待されている場合や虐待の疑いがある場合は、**児童虐待防止法により市町村や児童相談所に通告する義務があります。**
- DVの被害者が、ストレスや、加害者から支配(強制)されて子どもに暴力をふるい、児童虐待の加害者となっている場合もあります。
- DVの被害者が65歳以上の場合や障害者の場合は、DV防止法のほか、高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)、障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)による支援の対象にもなります。



DV被害への対応の流れ



※身体的な暴力を受けているDV被害者を発見したときは、関係機関に通報するように努めることとされています。
※民生委員・児童委員には守秘義務がありますが、この通報は守秘義務違反となりません。



※関係機関で被害者の必要に応じた支援を行います。

早期発見

被害が疑われる場合は、深刻な状況になる前に相談機関等につなぐことが重要です。

- 左記のDV被害のサインなど、気になる様子が見られたら、さりげなく声をかけて、被害者が相談しやすく、助けを求めやすい環境づくりに努めてください。
「心配なこと（困ったこと）があれば、ご相談くださいね。」「いつでも話を聞きますよ。」など
- 普段から地域の人たちとコミュニケーションを図って、情報を収集しておくことが大切です。



関係機関へ通報

身体的な暴力を受けている被害者を発見した時は、被害者の心情や今置かれている環境に配慮し、じっくり話を聞いてください。話を聞く際は、心ない言動により被害者が更に傷つくこと（二次被害）がないように十分注意が必要です。

被害者に関係機関への相談を勧め、同意が確認できた場合は、**配偶者暴力相談支援センターや警察**など関係機関へ通報します。

- **被害者の安全確保が最優先です。**
被害者が今、安全かどうかを確認します。生命にかかわるような暴力をふるわれている場合や加害者から「殺す」と脅されている場合など、**状況が差し迫っているときは迷わず警察へ通報してください。**
- 関係機関へ通報してもよいか**被害者の意思を確認しましょう。**
被害者の意思に反して通報が行われると、通報がきっかけで被害者の安全が脅かされたり、被害者が二度と相談しなくなったりすることがあります。**必ず、被害者の意思を尊重してください。（緊急時を除く）**
- 被害者についての情報の管理には、細心の注意を払う必要があります。関係者に情報が知られてしまうことで、被害者の安全が脅かされることもあります。**被害者の親族や友人であっても、被害者に無断で口外してはいけません。**

被害者へ情報提供

被害者が通報を望まなかったときや、身体的な暴力以外のDVを受けている被害者を発見した時は、**関係機関を適切に利用できるよう、被害者に相談窓口や関係機関の情報を提供してください。**

- 情報提供の際は、**加害者に知られて被害者がさらなる暴力を受けないように注意が必要です。**

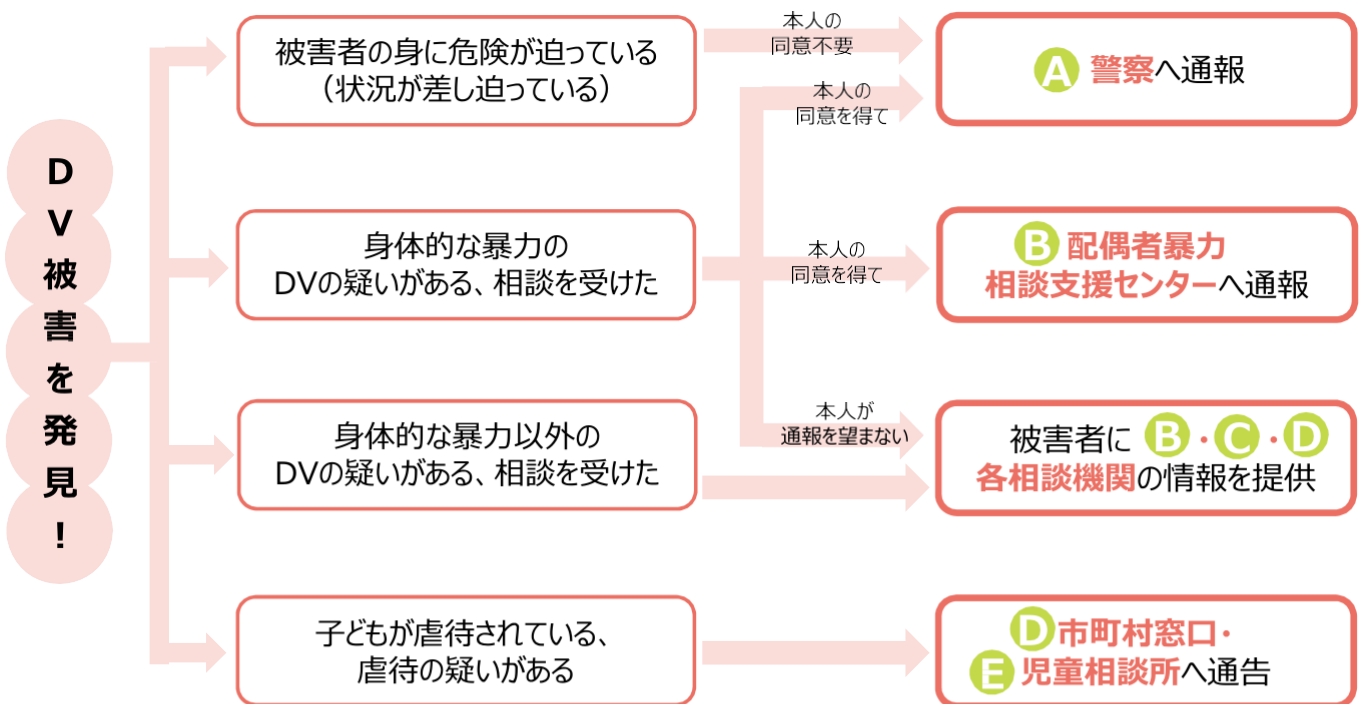
加害者の特徴

- 加害者に一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収などは様々だと言われています。
- 加害者の中には、家庭の外では人当たりが良く、社会的信用があり、暴力をふるっているとは想像できないような人もいます。
- 加害者は配偶者を見下す傾向があります。
- 男性だけではなく、女性も加害者になることがあります。



主な相談機関

DV被害等を発見した時は、深刻な状況になる前に各機関へ相談してください。



A 警察

最寄りの警察署 (- -) 緊急時 110番通報

緊急時に迅速な支援が得られるように、最寄りの警察署の連絡先を確認してください。

B 配偶者暴力相談支援センター DV全体に関する相談

富山県女性相談センター 076-465-6722

来所：月～金曜日8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み) 電話：毎日8:30～22:00 ※来所の前にお電話ください

高岡市男女平等推進センター相談室 0766-20-1811

月・火・水・金曜日9:30～16:30 木曜日14:00～20:00 ※面接相談は予約必要(第4月曜日、祝日及び年末年始は休み)

C その他の相談窓口

富山県民共生センター サンフォルテ相談室 076-432-6611

火～土曜日9:00～16:00 (祝日及び年末年始は休み)

女綱(なづな)ホットライン 076-491-1081

月曜日10:00～15:00 木曜日18:00～21:00 (年末年始は休み) メール相談 naduna2000@gmail.com (随時)

ウィメンズカウンセリング富山 080-3045-2176 <http://wctoyama.org/>

面接は随時 ※予約必要 (予約受付は月～金曜日10:00～17:00・祝日及び年末年始は休み) ※面接は有料になります

性暴力被害ワンストップ支援センターとやま 076-471-7879 24時間365日対応

地域包括支援センター 高齢者虐待の連絡 等



D 市町村 DV相談、児童虐待の通告、高齢者虐待の連絡、障害者虐待の連絡 等

E 児童相談所 児童虐待の通告、子どもの心のケアに関する相談 等

富山児童相談所 076-423-4000 高岡児童相談所 0766-21-2124

相談時間 月～金曜日8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く) ※来所の前にお電話ください